

加盟団体 御中
(関係者各位)

公益財団法人 日本アイスホッケー連盟
レフェリー委員会委員長 山内 秀貴



国際アイスホッケー連盟改正新ルール等の施行について

拝啓 時下益々ご清栄のことと存じ上げます。

標記の件につき、複数の加盟団体より質問が寄せられております。関係委員会で協議の結果、以下の通りといたします。

1. 国際アイスホッケー連盟制定の 2019-2020IIHF ルール変更点・解釈・定義の移行を、令和元年 12 月 1 日から施行することとする。また、令和元年 10 月 28 日から 11 月 30 日までの 1 カ月間を施行のための準備期間とし、その間は各加盟団体が主催または主管する競技会等において、改正新ルールに従って競技会を行うことも可能とする。なお、準備期間中の新ルールの施行については、事前に関係者が話し合いを行い、十分な理解が得られることを施行に際しての条件とする。
2. 令和元年度の日本アイスホッケー連盟ローカル・ルールについては、ルール変更点・解釈・定義と同様に、令和元年 12 月 1 日から施行する。
3. ルール変更点・解釈・定義については、本連盟のホームページよりご参照ください。(解説・動画付き：<https://www.jihf.or.jp/rule/rule3.php>)
4. 改正新ルール施行に関しては、上記の通り原則として令和元年 12 月 1 日とするが、各加盟団体の事情によっては施行時期を遅らせることを妨げない。

以上